指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止について

令和５年８月 29 日（火）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、令和５年８月 29 日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

１　処分対象事業者
(1) 法人名　合同会社　ＫＡＩＳＥＩ
(2) 代表者　代表社員　大野　都
(3) 所在地　大阪府茨木市西安威一丁目５番１号―４

２　処分対象事業所
(1) 事業所名称　　グループホームＫＡＩＳＥＩ
(2) 所在地　　茨木市西安威一丁目５番１号―４
(3) 指定年月日　　令和元年 10 月１日
(4) サービスの種類　共同生活援助

３　行政処分の内容及び期間
(1) 処分の内容　　６か月間の指定の一部効力停止（新規利用者の受入れを停止）
(2) 効力停止期間　　令和５年９月１日から令和６年２月 29 日まで

４　行政処分を行う理由
人員基準違反
・令和４年 11 月から令和５年５月までの期間において、サービス管理責任者を１人以上配置する必要があるにもかかわらず、配置していなかった。

運営基準違反
・令和４年 11 月から令和５年５月までの期間において、サービス管理責任者により、従業者に対して個別支援計画の内容を説明していなかった。また、同様に、技術的指導及び助言を行っていなかった。
・利用者３名の令和４年 11 月から令和５年５月までの期間において、サービス管理責任者により、個別支援計画が作成されていなかったことやモニタリングが行われていなかった。
・利用者３名の個別支援計画について、６月以内に個別支援計画の見直しを行っていなかった。

不正請求
・令和４年 11 月から令和５年５月までの期間において、サービス管理責任者を配置していなかったにもかかわらず、利用者３名について、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

・利用者３名について、基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

福祉部　福祉指導監査課
電話　072-620-1809（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）